



奥が感染性廃棄物の保管庫。複数箇所ある

感染性廃棄物の容器。段ボールの容器も認められているが、密閉が不十分だと針が突き出る、薬品が漏れる等問題が生じる場合もあるため、医療機関には徹底した密閉をお願いしている



感染性廃棄物のライン。コンベアで上へ搬送され焼却炉に直接投入される

のドライバーの都度消毒など独自の安全衛生上の対策も付加されています。

感染防止対策の徹底 — 処理業務が継続できるように

感染性廃棄物の処理体制は確立しているとはいえ、新型コロナ対策はそれで終わりではありません。未知のウイルスである新型コロナは、誰かが感染してしまえば、関係部署は一定期間閉鎖することを余儀なくされ、場合によっては処理業務がストップしてしまう事態も生じかねません。国の通知でも廃棄物処理業の継続のための対策が強く求められており、同社としてもそのための様々な対策を講じています。「事業を継続させるための対策として、事業部と営業部の内部を複数に区分けし、万一従業員が感染しても全面的に営業停止とならないような体制を作りました。もちろん従業員の感染防止対策も同時に徹底しています」と荒木部長。組織を複数のチームに分け、全員が同時に罹患するリスクを防ぐ体制を構築するとともに、職員には、感染予

防のため手洗いの励行、マスク着用、換気、ソーシャルディスタンスの確保等を徹底、毎日の検温等による体調管理も実施しているとのこと。また、万一一家族に感染者が出た場合は出社できないので、その場合の休業補償制度も整備したとのこと。

現在(6月末)は緊急事態宣言も解除され、新型コロナによる感染も小康状態となっています。今のところ、廃棄物処理業界で感染が確認され処理業務がストップしたというニュースも聞きません。しかし世界的にみれば感染拡大が続いており、日本でもさらに第2波第3波が襲ってくることも懸念されています。

新型コロナ対応は今後どのようなステップに移行していくのでしょうか。新型コロナが廃棄物処理の運用や実務に今後さらに大きな影響を与える可能性もあります。これから先、どのような局面が現れても、廃棄物の適正処理を確保するための万全の対応が求められています。



鍋谷社長(中央)と、お話を伺った岡本営業部部長(左)と荒木経営管理部部長(右)

株式会社京都環境保全公社

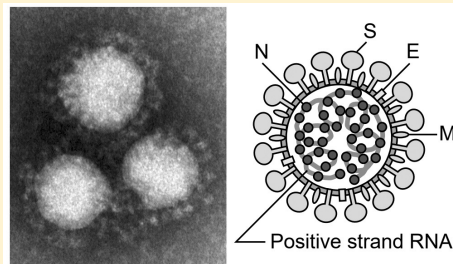
所在地:本社 〒612-8244 京都市伏見区横大路千両松町126
TEL:075-622-8080(代) FAX:075-622-8286

！環境省の通知から見る、新型コロナの廃棄物対策

新型コロナにより、医療機関だけではなく、社会全体の様々な分野において、様々な対応を迫られました。廃棄物処理も例外ではありません。廃棄物処理は国民の生活を維持するために不可欠なサービスの一つです。処理業者の感染等により廃棄物処理が滞ってしまえば、都市や地域の衛生状態が悪化し新型コロナを始めとした疾病の拡大や経済活動への影響のおそれもあります。「医療崩壊」だけでなく、「廃棄物処理崩壊」も社会にとって大きな問題です。適正な処理の実施と安定的な業務の継続が強く求められる所以です。

環境省は、新型コロナの廃棄物処理や感染拡大に対応するため、今年1月以降幾つかの通知等を発出しています。今回はその内容を改めて確認し、医療機関や排出事業者に求められること、処理業者に求められることを整理してみたいと思います。

今後第2波、第3波の流行が起こりうることを想定すれば、今の時点で新型コロナ廃棄物対策をもう一度おさらいし、今後にしっかり備えることも大切ではないでしょうか。



コロナウイルスの写真と模式図
(国立感染症研究所ホームページ)

新型コロナ関連の廃棄物対策

まず、環境省は、**新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物は、他の感染性廃棄物と同様に処理可能であり、「廃棄物処理に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」**(平成30年3月環境省。以下「マニュアル」)に

基づく処理を行うこととしています。その上で新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物を排出する施設や、それらを処理する処理業者に対し様々な注意喚起をしています。まず排出者について①医療関係機関等、②宿泊療養施設等、③家庭や事業所に区分して見てみましょう。

①医療関係機関等

<医療関係機関等から排出される感染性廃棄物の種類>

医療関係機関等※からは、新型コロナウイルス感染症の診断、治療、検査等に使用された医療機器が感染性廃棄物として排出されます。注射針やメス、血液、レントゲン定着液など「金属くず」、「廃プラスチック類」、「ガラス陶磁器くず」、「廃アルカリ・廃酸」、「汚泥」といった項目に該当するものは産業廃棄物、その他のガーゼや包帯などは一般廃棄物に区分されますが、實際上分別して排出することが不可能な場合が多く、法律では、それら(感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物)を区分しないで収集運搬、処理を行うことができるとしており(法律第14条の4第17項を受けた省令第10条の20第2項)、一般に、感染性産業廃棄物処理業者が処理を行っています。

※「医療関係機関等」とは、病院、診療所(保健所、血液センター等はこちらに分類される。)、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関(医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。)(参照:廃棄物処理法施行令別表第1の4の項、施行規則第1条第7項)

<感染性廃棄物の処理>

感染性廃棄物がそれ以外の廃棄物に混入するおそれがないようにする(保管は仕切りを設ける等)、腐敗する恐れのある廃棄物は冷蔵庫に入れるなど腐敗しないようにする、排出の際は廃棄物の種類や性状に応じた容器を選び、密閉し、感染性廃棄物である旨を表示する必要があります(詳細はマニュアル参照)。

また感染者やその疑いがある者が使用したリネン類について、手袋とマスクを着用して一般的な洗剤等で洗濯して完全に乾かすようにする

など、感染防止策を講じた上で、再利用できるものはむやみに捨てないように求めています。

医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ 新型コロナウイルスの廃棄物について

新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物も他の感染性廃棄物と同様に処理可能です(※)。
※「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。




消毒して再利用できるもの(リネン類など)はむやみに廃棄せず、廃棄物の減量化に心がけましょう

新型コロナウイルスに感染した方、その疑いのある方が使用したリネン類については、他の感染症と同様の取扱いで問題ないと考えられますので、むやみに廃棄せず、これまで同様感染症対策に準じた処理で対応してください。

手袋やマスクを着用して直接触れないように注意し、熱水による洗濯、次亜塩素酸・アルコールによる消毒を行うなど適当な取り扱いをお願いします。

感染性廃棄物は、その種類や性状に応じて適切な容器に梱包しましょう

容器は、密閉できる、収納しやすい、損傷しにくいものであって、感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切な容器を選んでください。

①注射針、メス等の鋭利な物品	②血液等の液体または体液のもの	③血液等が付着したガーゼ等再利用しないもの
耐貫透性のある堅牢な容器	漏洩しない密閉容器	丈夫なプラスチック製の二重使用または、堅牢な容器
		
例:プラスチック製容器	例:プラスチック(二重使用)/袋(二重使用) (併用使用)	

※ ①~③を一括に梱包する場合は、耐貫透性、密閉性を併せ持つ、プラスチック製容器を使用してください。

※ 詳細については自治体のルールに従ってください。

環境省



環境省公式HP



環境省公式HP

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル(PDF)

②宿泊療養施設等

新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養している施設や医療施設以外の介護施設から排出される廃棄物処理です。宿泊療養施設等は法に定める「医療関係機関等」ではないことから、法律に定めた感染性廃棄物が排出される施設には該当しません。従って感染性廃棄物としての処理義務はなく、感染者が使用したマスクやティッシュ等は一般廃棄物として処理されます。処理に際しては、当該施設内やその廃棄物の処理を委託される廃棄物処理業者の従業員において感染防止対策が適切に講じられる必要があるとされています。

具体的には「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成21年3月環境省。以下「ガイドライン」)によりますが、特に、

ごみに直接触れないこと、ごみ袋はごみがいっぱいになる前にしっかりと縛って封をすること、ごみを捨てた後は石けん等を使って手を洗うことを求めています。また、密閉性をより高めるため、二重にごみ袋に入れるなどに留意するとしています。



新型コロナウイルス感染症の廃棄物対策に関する基礎情報・留意点



環境省公式HP

宿泊療養施設の廃棄物を取り扱うみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設における廃棄物の排出に当たっては次の対策を実施しましょう。

— ごみを取り扱う際に心がける3つのこと —


- ① **ごみに直接触れない!**
ごみに直接触れないようにするために、作業にあたる場合は手袋、マスク、その他個人防護具の着用、肌の露出の少ない作業着(作業服)での作業をお願いします。なお、肌着や下着の類は使用中に必ず洗濯をお願いします。
- ② **しっかりと縛って封をする!**
ごみ袋の外側に刺れた場合、ごみ袋の結び目からごみが出さぬよう、ごみ袋が破れるような損傷など、感染防止の観点から、ごみ袋を二重にして封をしてください。1枚の裏面にこのごみ袋を刺しても破れ、漏れ出す場合は、袋の縫製を防止するための、ごみ袋の縫製に気を付け、袋の破れを防止してください。
- ③ **ごみを捨てたあとは、しっかりと手を洗う!**
ごみを捨てたあとは、流水で30秒以上アルコール消毒液による手洗いを徹底してください。肌をかきむしらないように心がけてください。また、手洗いの際は、手の届かないところに設置されていることが多く、入り口に設置をお願いします。

このほか、新型コロナウイルス感染症の廃棄物対策に関する基礎情報や留意点など、こちらをご覧ください。>>>

宿泊療養施設から排出される廃棄物は、廃棄物処理法上、感染性廃棄物ではない廃棄物として処理できますが、廃棄物を取り扱う作業員の感染防止のための対策を徹底に行う必要があります。

※ 本マニュアルは、新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設において、感染性廃棄物として処理される廃棄物の種類や性状に応じて適切な容器に梱包することを示しています。宿泊療養施設から排出される廃棄物は廃棄物処理法上の感染性廃棄物として処理することにより、感染性廃棄物と見做されず、廃棄物の処理が集中・効率化するおそれがあることに十分留意ください。

環境省
Ministry of the Environment



③家庭や事業所

一般家庭等や事業所において、新型コロナウイルス感染者やその疑いのある者が使用したティッシュ等新型コロナに係る廃棄物については、②と同様に、「ガイドライン」に準拠して処理します。

具体的には、ごみに直接触れないこと、ごみ袋はごみがいっぱいになる前にしっかりと縛って封をして排出すること、ごみを捨てた後は石けん

等を使って手を洗うこと、また、密閉性をより高める必要がある場合は二重にごみ袋に入れることも有効としています。

新型コロナウイルスなどの感染症対策としての ご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方がご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『ごみの捨て方』に沿って、『ごみに直接触れない』『ごみ袋はしっかりと縛って封をする』そして『ごみを捨てた後は手を洗う』ことを心がけましょう。

ごみの捨て方


- ①ごみ箱にごみ袋をかき入れます。いっぱいになる前に早めにこのとおりごみ袋をしっかりと縛って封をしましょう。
- ②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりと縛ります。
- ③ごみを捨てた後は石けんを使って、流水で手をよく洗いましょう。

※万一、ごみが袋の外に刺れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出たごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。

ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりと縛って封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。

環境省





環境省公式HP

処理業者は廃棄物の適正処理と事業の継続に全力を

環境省の通知(R2.4.7)では、廃棄物処理業者は「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」であり、「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続」することが大切だとされています。十分な感染防止対策を講じることによって、社会にとって基盤的インフラである処理業務を継続させ、新型コロナウイルス関連の廃棄物も受け入れ迅速かつ適正に処理するため、次のような取組を行うことが求められています。

・従業員間で濃厚接触者を極力減らす取組

次ページへ続く >>>

- ・新型コロナウイルス感染症が発生し活動不能となった場合の対応策
- ・防護服等必要不可欠な資材の確保
- ・人員・物資が不足した場合の継続性を重視した段階的な業務縮小計画

企業も不測の事態に備え、再委託等をあらかじめ検討

新型コロナ感染と関係していない企業にも、対策が求められています。廃棄物処理業者は廃棄物処理を通じ感染のリスクを常に抱えています。今はまだ幸い処理業者が感染したという報道はありませんが、そのおそれはゼロではありません。環境省の通知(R2.4.17)では、処理従業者が感染する等により**処理業者の処理能力が低下し処理が困難になることも想定し、廃棄物処理の再委託や委託の見直しをあらかじめ検討しておくことを求めています。**

処理業者が他の処理業者に再委託する場合、排出事業者の書面による承諾が必要です。環境省通知では、排出事業者に対して、**承諾の際に確認が必要な事項(再委託先の許可の有無等法定事項、信用性、処理実績、再委託の料金等)をあらかじめ検討し処理業者と認識の共有を図ることなどを求めています。**また再委託も困難な場合は、排出事業者は他の処理業者と改めて委託契約を結ぶこととなります。いずれにせよ、廃棄物処理が適正・円滑に継続されるよう、常日頃から処理業者とコミュニケーションをとっておくことが重要です。

新型コロナに関連した特例省令の改正にも注目を

その他、環境省は新型コロナに関連して廃棄物処理法の施行規則を改正し、感染者の発生等により、廃棄物処理業者が通常の稼働ができなくなる場合や、義務の履行が困難となる場合に備え、許可不要で廃棄物処理ができる特例や保管上限の特例、年次報告などの履行義務を延長するなどの特例を設けています。

明治時代以降、我が国は廃棄物を衛生的に処理することを通じて、コレラなど海外から持ち込まれた伝染病を克服してきた歴史があります。開国当時、海外との移動の拡大により伝染病の流行が相次ぎ、特

5月1日付けの省令

- (1) 緊急に行う廃棄物処理を許可不要で行えるようにする特例
緊急に必要な場合、環境大臣又は市町村長(一般廃棄物)、環境大臣又は知事(産業廃棄物)が指定した者は、許可を受けずに指定された廃棄物を処理できる。
- (2) 保管上限の特例
自ら処理する排出事業者と優良産廃処理業者は、新型インフルエンザ等に起因してやむを得ず行う処分又は再生のための保管については、保管要領の上限を処理能力の21日分以上乗せする(がれき等6項目に限る)。

5月15日付の省令

- (1) 年次報告等の期限の延長
令和2年度の多量排出事業者処理計画・実績報告、マニフェスト交付状況報告、広域認定実績報告を6月末から10月末に延長
- (2) 廃棄物処理業に係る許可の変更の届出等の特例
処理業等の変更届の提出期限の延長(原則10日以内→30日以内)
- (3) 廃棄物処理施設に係る定期検査の期間の特例
廃棄物処理施設の定期点検ができなかった場合、緊急事態解除宣言後4か月まで延期
- (4) マニフェストの特例
処理業者マニフェストの返送期限を処理終了から10日以内を30日以内に延期 など

にコレラは数万人の死者を出す流行が頻発したといえます。このような状況に対応するため、公衆衛生の向上を目的として日本で最初の廃棄物の法律である「汚物掃除法」が制定されました。

今年(令和2年)は廃棄物処理法が制定されてから50年、その前々身の汚物掃除法制定後120年という節目の年にあたります。その節目の年に、廃棄物処理の原点ともいえる「公衆衛生の確保」の重要性が、新型コロナの流行により再度注目されることになりました。

国も、廃棄物処理業を「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務」と位置づけ、新型コロナウイルス関連の廃棄物の適正な処理と事業の継続の重要性を強く訴えています。

将来に渡って持続可能な社会をつくるために3Rを推進するとともに、廃棄物処理の基本である、今現在の命や社会活動を守る衛生的処理の大切さについて、もう一度認識を新たにすることも重要ではないでしょうか。

事務局より

令和2年7月1日から、全国でプラスチック製買物袋(レジ袋など)の有料化がスタートしました。

ようやく日本でも脱レジ袋の動きが加速するかと思いきや、今般の新型コロナ禍により、繰り返し使用を前提とするエコバッグの利用に不安感を覚えるとの声も聞かれます。

そこで事務局からの提案です。エコバッグは丸洗いが可能な布製のものを複数常備しておき、食品や日用品など、入れる品物を区別し、使用の都度取り替えます。そして何よりも大切なのは、使用したエコバッグは定期的に(出来れば毎日)洗濯し、天日等でしっかり乾燥すること。これを励行すれば、エコバッグを介した商品等へのウイルス移染の可能性を大幅に減らすことが出来ますし、また、購入した食品の清潔度を保つことにより、例年夏期に多発する食中毒の発生防止にも繋がります。

せっかくのプラスチックゴミ削減の機運が戻すばみにならないよう、みんなで工夫しながら取り組んで行ければと思います。

一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター ニュースレター 「3Rのススメ。」第31号



2020年7月発行(年4回発行)

発行：一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター

住所：〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
京都経済センター4階 417号室

T E L : 075-352-0530 F A X : 075-352-0529

E - mail : info@kyoto-3rbiz.org

U R L : <http://www.kyoto-3rbiz.org/>

【構成団体】 京都商工会議所・京都府中小企業団体中央会・一般社団法人長田野工業センター・公益社団法人京都工業会
公益社団法人京都府産業資源循環協会・特定非営利活動法人KES環境機構・京都府・京都市

